

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び  
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活必需品の価格が上昇しているなか、労働者やその家族の生活を守るためにも、賃金の大幅な上昇が急務である。このような現状を踏まえれば、今こそ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

現行（2022年10月5日発効）の愛媛県最低賃金額は853円であり、全国最低額である。ここ3年間は、793円、821円、853円と推移しており、28円、32円と30円前後の引上げを実施してきた。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約17万4240円（853円×40時間×52週）、月収にすると約14万7800円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。従前の最低賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、はなはだ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

愛媛県は、全国最高額である東京都の1072円と比べると、219円も低い。近年、両者の差は、223円、220円、220円、219円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、目安区分を現行のAないしDの4段階からAないしCの3段階とすることが提案されており、愛媛県は現行の4段階のうちDランクから3段階のうちBランクに変更されることが考えられる。しかし、ランク分けを維持してランクごとに傾斜を設けて地域別最低賃金を決定する方式を維持する以上地域間格差がランク分けの変更によって自動的に解消されるものではなく、Bランク以下の引上げ額をAランクの引上げ額より大幅に上回るとするなどの抜本的な方策が必要である。今こそ、中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2023年（令和5年）6月15日

愛媛弁護士会

会長 高橋 直子